

# 介護保険住宅改修費の支給申請について

## 制度概要

介護保険住宅改修費の保険給付は、厚生労働大臣が定める住宅改修の種類に該当し、被保険者の心身の状態や在宅での生活状況等を総合的に判断し、必要と認めた場合に限り支給されるものです。

介護保険住宅改修は、介護保険居宅サービスの一つであり、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）や医療・保健・福祉関連専門職との連携を図り、福祉用具購入・貸与等のサービスを含めて検討する必要があります。

## 対象者および要件

※保険給付を受ける場合は、介護保険窓口(市役所2階A)への事前申請が必要です。事前申請せずに工事を行った場合は給付の対象にならないのでご注意ください。

1. 要介護(支援)認定を受けている方。
2. 介護保険被保険者証に記載されている住所（住宅改修する家）に居住していること。

### 【注意事項】

◎工事期間が要介護(支援)認定有効期間内でなければなりません。

※要介護認定申請中でも事前申請を行うことができますが、工事完了後の請求については、認定後となります。認定結果が非該当となった場合は全額自己負担となります。

◎入院(入所)中の場合は、退院(退所)予定日が決まっているときに限り、事前申請を行うことができます。ただし、請求は退院(退所)後となります。

◎新築・増改築(大規模なリフォームや新たに居室を設ける等)は給付対象外です。

◎老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗したことによる付け替えは給付対象となりません。

## 支給額

同一被保険者・同一住宅につき改修費 20 万円を上限として、自己負担割合(1～3割)を差し引いた額が支給されます(最大 18 万円)。20 万円以内であれば複数回に分けて利用することができます。

※要介護度が以下のとおりに3段階以上上がった場合、1回に限り、再度改修費 20 万円を上限として保険給付を受けることができます。

(初回の住宅改修着工日の要介護度)	(追加の住宅改修着工日の要介護度)
要支援 1	要介護 3・要介護 4・要介護 5
要支援 2・要介護 1	要介護 4・要介護 5
要介護 2	要介護 5

## 支給方法

○償還払い

被保険者が工事費全額を施工事業者へ支払い、後に住宅改修に要した費用の保険給付分を池田市へ請求し本人が受取る方法

○受領委任払い

被保険者が自己負担割合に応じた額を施工事業者へ支払い、保険給付分を池田市から施工事業者へ支給する方法

## 介護保険住宅改修費の支給までの流れ

①住宅改修について、担当ケアマネジャー等に相談する。



②複数の施工事業所より見積もりを取る。



※以降はケアマネジャーや施工事業所と協力して行う。

③池田市へ住宅改修の事前申請をする。



④事前申請が保険給付として適正な改修と認められた場合、「住宅改修事前申請確認通知書」が被保険者本人あてに届く。



⑤施工事業所に「住宅改修事前申請確認通知書」を提示し、施工開始依頼をする。



⑥住宅改修完了後に池田市へ「住宅改修費支給申請書」を提出する。



⑦保険給付として適正に住宅改修が完了したことを確認し、申請口座へ振り込み。(月末締め翌月末日払い)